

ご自宅の水道メーターの交換をします。



水、環境、エネルギー
未来のまち

毎年、9月から翌年2月までの間でご自宅の水道メーターの交換を実施いたします。

1 なぜ交換が必要？

水道メーター(量水器)の有効期限は、計量法施行令第18条の規定により、8年と定められています。この有効期限が満了する前に交換をしなければ計測誤差が出やすくなってしまい、正確な水道料金を算出できなくなってしまうため、定期的に交換作業を行っています。



今年度対象メーターは平成30年に設置したメーターになります。上の写真のように「H300000」と表記されているメーターが対象となります。

2 安心の交換！

滑川町が委託している水道業者は町内で指定給水装置工事事業者として登録している業者のみになりますので滑川町のことを熟知している業者になります。作業に入る日より前に事前に「交換お知らせハガキ」を送付し交換日をお知らせいたします。

【町内業者リストは裏面をご覧ください】

3 交換当日の流れについて

交換お知らせハガキに記載されている期間中にはがきの裏に記載されている町内業者が、ご自宅に伺い水道メーターの交換を行っていきます。交換時には10分程度の断水を行います。(状況によっては、さらにお時間をいただく場合もございます。)

- ・交換費用は無料です。
- ・交換時の立会いは不要です。

交換終了後、ポストに「水道メーター交換表」をお客様のポストに投函させていただきます。

不審に思われた方は、滑川町上下水道課にお知らせください。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 滑川町上下水道課 56-2231 (直通)

滑川町指定給水装置工事事業者一覧表（町内業者）

名称	住所	連絡先
岩附設備工業	滑川町大字福田 169-1	0493-56-3022
小久保設備	滑川町大字福田 3682-2	0493-57-0633
(有)笹屋商店	滑川町大字山田 764	0493-56-3841
(有)久保設備	滑川町大字菅田 258-1	0493-56-5761
(有)平設備	滑川町大字伊古 158-1	0493-57-1157
(有)小林住設	滑川町大字伊古 505-2	0493-56-2533
吉野農機商会	滑川町大字水房 192	0493-62-2969
(有)アライ水道	滑川町大字水房 690	0493-62-2817
(有)金井工務店	滑川町大字月輪 416-19	0493-62-5439
(有)内田ポンプ商会	滑川町大字羽尾 1458	0493-56-2617
(有)根岸重機建設	滑川町月の輪 2-34-5	0493-62-4995
(株)N S K	滑川町月の輪 4-7-1	0493-62-1707